

木更津市健康増進センター指定管理者候補者選定評価結果表

令和元年10月3日(木)

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準		配点	株式会社 明治スポーツプラザ	団体A
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか		90点(10点×9人)	74	45
	(2) 利用者の平等な利用を図るための具体的な方策 ・市民等の平等な利用の確保が図られる内容となっているか		90点(10点×9人)	70	42
	小計		180点(20点×9人)	144	87
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	利用者のサービス向上を図るための具体的な方策	(1) 健康増進センターの利用者サービスの向上や利用促進に対する取組みは適切かつ実現可能な内容となっているか	180点(20点×9人)	152	90
		(2) 施設の設置目的との適合性は図られているか	180点(20点×9人)	146	96
		(3) 地域住民や関係機関との連携が図られているか 利用者の要望、または苦情処理やトラブルへの対応は適切か	90点(10点×9人)	68	45
		(4) 自主事業は独創的で魅力的な実現性の高い提案となっているか	180点(20点×9人)	132	78
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現性及び可能性	(5) 日常的な施設の安全管理や使用者の安全確保の具体的な方策が立てられているか	90点(10点×9人)	70	48
		(6) 施設・設備等の維持管理を適正に実現できる具体的な計画が立てられているか	90点(10点×9人)	73	42
	効率的な運営の確保	(7) 経費節減を図るための具体的方策の提案、実現可能性について	90点(10点×9人)	73	45
	小計		900点(100点×9人)	714	444
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	施設管理への意欲・熱意について	施設管理への意欲・熱意はあるか	45点(5点×9人)	40	30
	運営の透明性、公平性について	誰もが利用しやすく、公平で透明性の高い運営を行えるか	45点(5点×9人)	37	29
	団体の安定性、継続性について	財政状況は健全であり、業務を確実に実行できる経営的に安定している団体であるか	90点(10点×9人)	71	48
	収入支出の積算と管理計画の整合性・実現性について	実現可能な事業計画であり、予算規模や内容が計画にそって適切か	90点(10点×9人)	71	42
	職員構成、職員数、職員採用・確保方法、研修(育成)体制等	業務を円滑に推進できる職員等の配置や業務分担がなされ、また、職員等の指導育成や研修体制は十分であるか	45点(5点×9人)	36	28
	他の団体と比較した費用対効果	提案された事業規模や計画が適切であり、加えて経費の面からみて優位か	180点(20点×9人)	130	78
	類似施設の運営実績	施設管理にどの程度実績があり、良好な管理運営が期待できるか	45点(5点×9人)	37	30
小計		540点(60点×9人)	422	285	
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	社会的弱者への配慮	社会的弱者に対する配慮に関して、具体的な提案がなされているか	90点(10点×9人)	68	48
	危機管理計画	事故や災害発生時の危機管理にかかる意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか	90点(10点×9人)	72	48
	小計		180点(20点×9人)	140	96
合計点数			1,800点(200点×9人)	1420	912
加点			加点なし	—	—
総合計点数			合計点数+加点	1420	912

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 918点